

広島県告示第三百六十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成二十七年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

被聴聞者の住所及び氏名		住所
氏名		
株式会社寿エス テート 代表者 中島 勝義		安芸郡海田町新 町十九番八号
聴聞の日時		
平成二十七年六月 一〇日（水） 午後二時から午 後二時三〇分		
聴聞の場所		
広島市中区基町 一〇番五二号 広島県庁舎本館 地下入札室		
聴聞の事由		
法第六十五条第 一項の規定に該 当する。		